

議案第104号

つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年9月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例の一部を改正する条例

つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例（平成28年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「その他」を「を勧告し、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却その他の」に改める。

第7条を第8条とし、第6条第1項中「勧告」を「命令」に改め、「氏名」の次に「又は名称」を加え、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（命令）

第6条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、再生可能エネルギー発電設備の除却その他の違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。